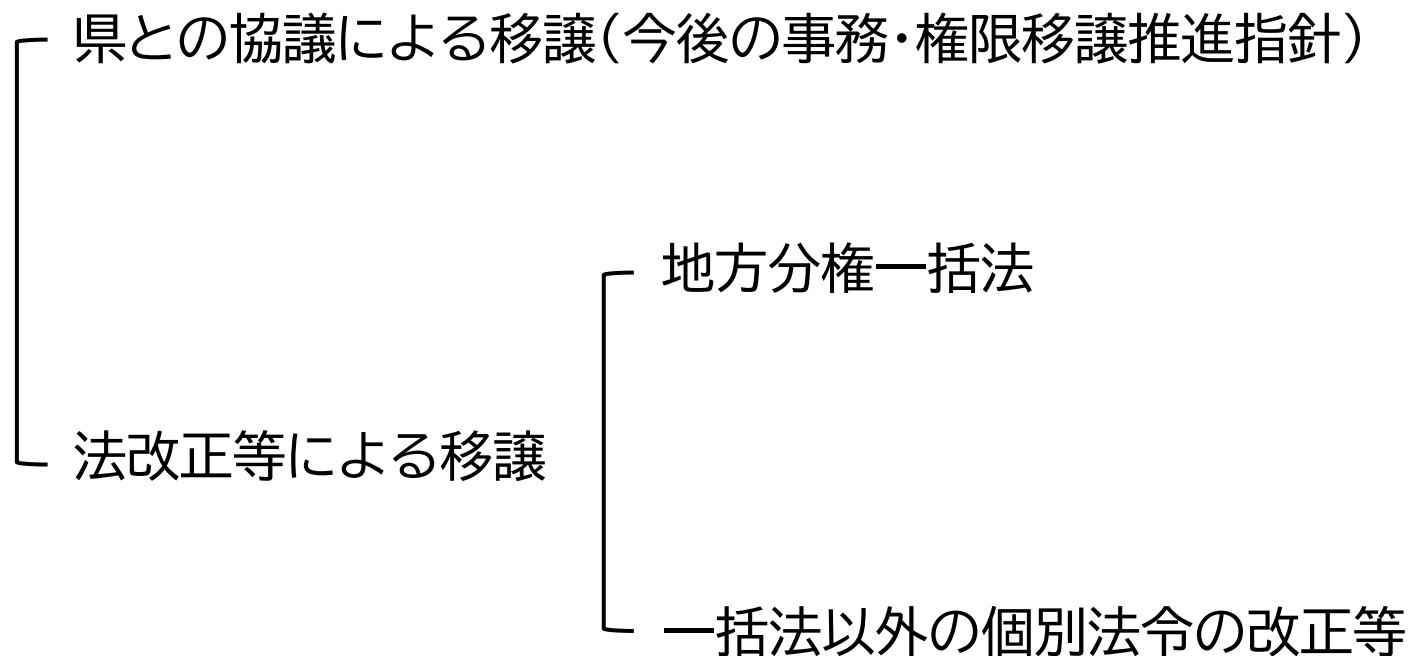


指定都市移行後の権限移譲について

令和4年(2022年)3月23日
熊本市 政策企画課

県からの事務・権限の移譲について

指定都市への事務・権限の移譲は、主に県との協議によるものと法令等の改正によるものがある。



県との協議による移譲について

熊本県から市町村に対する事務・権限の移譲は、熊本県が定めた「今後の事務・権限移譲推進指針」に基づき行われており、熊本市を移譲先とする移譲対象事務は一つである(既に移譲済み)。

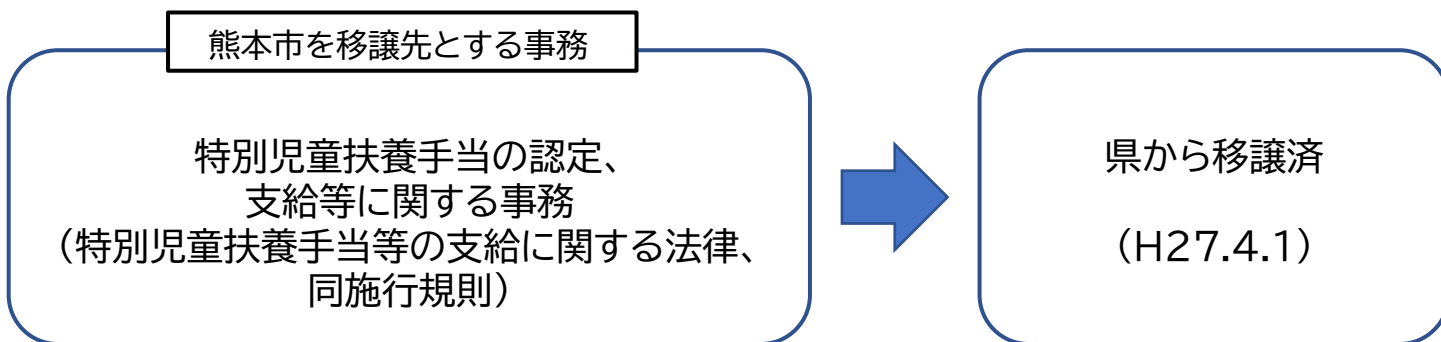
○「今後の事務・権限移譲推進指針」の概要

1 基本的な考え方

広域自治体である県と基礎自治体である市町村の適切な役割分担のもと、(1)特色あるまちづくりの推進、(2)住民サービスの向上、(3)事務のワンストップ化に資する事務・権限について、県から市町村への移譲を推進する。

2 指針に掲げる移譲対象事務

熊本市を移譲先とする移譲対象事務は一つのみ。



※ 移譲先として市町村全体を対象している事務・権限を除く。

法改正等による移譲について

道府県から指定都市への新たな事務・権限の移譲は、国による地方分権一括法の改正等によっても行われており、指定都市移行後、30項目(32法律)の事務・権限が移譲されている。

○「地方分権一括法」の概要

1 「地方分権一括法」による事務・権限の移譲について

国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等の見直しを行うための「地方分権一括法」による改正が内閣府によって行われている。

2 指定都市移行後の地方分権一括法による権限移譲について

平成25年以降の地方分権一括法の成立により、32の法律が改正され、30項目の事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることとなった。

【一括法による移譲事務・権限の例】

- ・ 第4次一括法(H26.6成立)
県費負担教職員定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正)
- ・ 第7次一括法(H29.4成立)
認定こども園の認定権限等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法の改正)

※ 地方分権一括法以外の個別法の改正等によっても、道府県から指定都市への権限移譲が行われる場合がある。